

指定管理施設における個人情報の漏えい事案の発生について

県指定管理者である社会福祉法人群馬県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が運営する群馬県立障害者リハビリテーションセンター（以下「県リハ」という。）において、次のとおり、個人情報の漏えいが発生しました。

今後、このようなことがないよう、管理・監督を徹底し、更なる再発防止に万全を期してまいります。

1 概要

- 県リハ入所者の福祉医療費受給資格者証がコピー機の読み取り装置（ガラス面）に残された状態で、当該コピー機が施設外に搬出された。
- コピー機業者から事業団に資格者証の返却があり、個人情報の漏えいが発覚した。
- 事業団から、当該資格者証の本人及び本人の家族に謝罪した。また、現時点で二次被害発生の報告はない。

2 漏えいしたおそれのある個人情報（1名）

福祉医療費受給資格者証（1枚）：氏名、生年月日、住所、受給資格者番号

3 経緯

3月19日（木）	事業団職員が入所者の福祉医療費受給資格者証をコピーし、原本をコピー機に置き忘れ
3月25日（水）	当該資格者証が残されたまま、コピー機が施設外に搬出される
4月中旬頃	群馬県内の倉庫から、県外（三重県）の倉庫に当該コピー機が搬出される
6月30日（火）	物流業者が県外倉庫で作業中、当該資格者証を発見
7月 6日（月）	物流業者からコピー機業者に当該資格者証が返却
7月 7日（火）	コピー機業者が当該資格者証を事業団に持参し、漏えいが発覚 同日、事業団から当該資格者証の本人及び本人の家族に謝罪

4 再発防止策

指定管理者である事業団に対し、改めて以下について指導を行った。

- 個人情報は、個人情報保護法及び関係法令・規程に基づき、適正に管理すること
- 組織を挙げて個人情報の厳正な管理体制を確立し、職員全員による情報セキュリティ対策を徹底すること
- 研修等を通じて、職員に対し、個人情報に関する正しい理解の促進と知識の習得を図ること